

非適格合併等に係る調整勘定の計算の明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十六

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

| | | | | | | | |
|---|--|---|---|--|----|---|--|
| 非 適 格 合 併 等 の 日 | | . . . | | 被 合 併 法 人 等 の 名 称 | | | |
| 非 適 格 合 併 等 の 別 | | 非 適 格 合 併 ・ 非 適 格 分 割 ・ 非 適 格 現 物 出 資 ・ 事 業 の 譲 受 け | | | | | |
| 資 産 調 整 勘 定 の 金 額 の 明 細 | 資 産 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (25) 又 は (33) | 1 | 円 | 退 職 給 与 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 | 9 | 円 | |
| | 期 首 資 産 調 整 勘 定 の 金 額 | 2 | | 退 職 給 与 引 受 従 業 者 の 数 | 10 | 人 | |
| | 当 期 損 金 算 入 額 ((1) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$) 又 は (2) | 3 | | 期 首 退 職 給 与 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 | 11 | 円 | |
| | 翌 期 首 資 産 調 整 勘 定 の 金 額 ((1) 又 は (2)) - (3) | 4 | | 当 期 益 金 算 入 額 (($\frac{9}{10}$) × 減 額 対 象 従 業 者 数) 又 は 個 別 計 算 に よ る 金 額 | 12 | | |
| | 差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (26) 又 は (34) | 5 | | 適 格 分 割 又 は 適 格 現 物 出 資 に よ り 引 継 ぎ を し た 退 職 給 与 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 (($\frac{9}{10}$) × 引 継 者 数) 又 は 個 別 計 算 に よ る 金 額 | 13 | | |
| | 期 首 差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 | 6 | | 翌 期 首 退 職 給 与 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 ((9) 又 は (11)) - (12) - (13) | 14 | | |
| | 当 期 益 金 算 入 額 ((5) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$) 又 は (6) | 7 | | 短 期 重 要 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 | 15 | | |
| | 翌 期 首 差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 ((5) 又 は (6)) - (7) | 8 | | 期 首 短 期 重 要 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 | 16 | | |
| 差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 明 細 | 当 期 益 金 算 入 額 (短期重要負債調整勘定の金額のうち当期に生じた損失に相当する金額) 又 は (16) | 7 | | 当 期 益 金 算 入 額 (短期重要負債調整勘定の金額のうち当期に生じた損失に相当する金額) 又 は (16) | 17 | | |
| | 翌 期 首 差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 ((5) 又 は (6)) - (7) | 8 | | 適 格 分 割 又 は 適 格 現 物 出 資 に よ り 引 継 ぎ を し た 短 期 重 要 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 | 18 | | |
| | | | | 非 適 格 合 併 等 の 日 か ら 3 年 が 経 過 し た こ と に よ り 益 金 算 入 さ れ る 金 額 (16) - (17) - (18) | 19 | | |
| | | | | 翌 期 首 短 期 重 要 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 ((15) 又 は (16)) - (17) - (18) - (19) | 20 | | |
| 資 産 調 整 勘 定 の 金 額 又 は 差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 の 計 算 | | | | | | | |
| 非 適 格 合 併 等 対 価 額 が あ る 場 合 又 は 令 第 123 条 の 10 第 16 項 各 号 に 該 当 し な い 場 合 | | | | 非 適 格 合 併 等 対 価 額 が な い 場 合 で 令 第 123 条 の 10 第 16 項 第 1 号 に 該 当 す る 場 合 | | | |
| 非 適 格 合 併 等 対 価 額 | 21 | 円 | 移 転 を 受 け た 資 産 の 取 得 価 額 | 27 | 円 | | |
| 時 価 純 資 産 価 額 | 22 | | 独 立 取 引 営 業 権 以 外 の 営 業 権 で 移 転 を 受 け た 事 業 に 係 る も の の 資 産 評 定 に よ る 価 額 | 28 | | | |
| 非 適 格 合 併 等 対 価 額 が 時 価 純 資 産 価 額 を 超 え る と き の そ の 超 え る 部 分 の 金 額 (21) - (22) | 23 | | 移 転 を 受 け た 負 債 の 額 | 29 | | | |
| 資 産 等 超 過 差 額 | 24 | | 退 職 給 与 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (9) | 30 | | | |
| 資 産 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (23) - (24) | 25 | | 短 期 重 要 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (15) | 31 | | | |
| 差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (22) - (21) | 26 | | そ の 他 未 確 定 債 務 の 額 | 32 | | | |
| | | | 資 産 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (28) - (32) ((27) + (28)) < ((29) + (30) + (31) + (32)) の 場 合 は 0 | 33 | | | |
| | | | 差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (32) - (28) ((27) + (28)) < ((29) + (30) + (31) + (32)) の 場 合 は 0 | 34 | | | |